



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 045-893-4877 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第273号

(創刊 1988.12.14)

2012.06.10.

事業評価の年、 平成24年度ご挨拶



今年度も引き続き会長を指名されました比留間哲生でございます。

連協にとってこの秋に第三回目の事業評価が行われる画期的な年です。7年前に開催された第1回の同委員会での付帯意見

「環境保全対策に努めること」「住民との合意を得ること」を活動の旗印に私達はこの一年間全力投球をしてきました。3年前の第2回の同委員会ではこの付帯意見は全く省みられず十分な審議もなしに形式的に「横環南は事業継続」として現在に至っています。

先日の全国公害被害者総行動デーで私は、国交省で公共事業遂行の切り札である事業評価監視委員会が今まで300件を審議して中止は0件であることは異常だと抗議しました。

しかし法に基づいているので問題ないと官僚は嘯いています。連協はこのような国を含めた事業者側に立ち向かうには「法には法を」との精神で、この3年間活動してきました。私達は、今年と同委員会へ向けて「住民が南線の完成を期待している」と報告できるよう違法なアンケートを実施した横浜市を地方自治法違反などで横浜地裁に提訴しました。また公害紛争処理法に基づいて国を相手に現在、神奈川県公害調停委員会において調停中があります。その他、情報公開法に基づき国や県並びに横浜市に対して横環南の政策決定に関わる事実関係を調査して法的な問題点を追及すべく準備しています。

横浜市や国にはもはや財源がありません。東日本大震災からの復興が第一優先の事業であることは全国民が認めるどころです。

今年度は連協の20年以上にわたる活動の集大成の時です。この日本は公共事業の進め方については先進国より遅れています。民意が反映されない仕組みを許してきてしまいました。連協は決して理不尽なことを要求していません。全国道路運動の先頭に立って、問題を抱えるこの地元から問題点を発信し、民意の反映を求めていきましょう。今年度の事業評価委員会では簡単に「継続」を断じて許してはなりません。もう一押しで中止、凍結に追い込む時です。なお一層皆様のお力添えをお願い致します。(会長 比留間)

24年度役員リスト

【全員再任、任期は6月から1年間】

役員名	氏名
会長	比留間 哲生
副会長	高村 伸夫
副会長	田中 克己
副会長	中里 修
環境部長	鈴木 伸之
環境部副部長	高村 鈴子
環境部副部長	横地美農里
法都計部長	青木 達喜
法都計副部長	永田 親義
法都計副部長	高村 伸夫
事務局長	長谷川誠二
事務局企画学習	岩倉 正剛
事務局広報編集、 ニュース編集長	和田 雄偉
事務局HP担当	本田 瑛美
会計	関口 豊子
会計監査	佐藤 昇
顧問(渉外)	柴田 哲夫
顧問	中嶋 仁
顧問	松本 昌司

家田事業評価監視委員長との会談

5月25日、平成24年度第1回事業評価監視委員会が、国土交通省関東地方整備局で開かれた。24年度は、横環南線の3回目の事業評価の年で、過去2回の委員会ではいずれも「環境保全対策に努める事」と「住民の合意形成が不可欠である事」の2点を付帯条件として事業継続が決まっている。

会に先立ち、家田委員長との会談が行われ、連協側から横環南線についての過去の経緯、栄区によるアンケート等での世論の恣意的誘導やウソ看板問題など、住民不信の原因について事実に基づいてまとめた7項目の文書とその根拠となる大部の資料を手渡し説明した。委員長は、住民不信の原因に理解を示すと共に個人的に現地を見たいとの意向であった。

委員会の目的は“公平な立場にある有識者”(関東地方整備局事業評価監視委員会規則)委員の良識を通じて、横環南線などの政治経済的虚構を排し、国民・住民の不信・不安の解消が目的であり、その達成が期待される。

さて、傍聴した第一回委員会は今年度の案件審議をどう行うかが主テーマで、個別案件について審議するものではなかった。審議のポイントは、各案件を第一次と第二次に分け、重要案件は第二次で重点的に時間をかけて審議し、その他は第一次審議だけに留める事で、審議を効率的に行う事が目的である。2次に分けると回数が増えるが、本当に効率的なのか?など、委員から異論続出し、(傍聴時間内には)纏まらなかった模様だ。また、委員会では、報道機関を通しての公開が原則だが、この時は連協3名のモニター傍聴のみで、公開の実は上がらず事務方の不手際が目立った。

尚、同委員会での横環南線の審議は11月頃行われる見通しである。(庄戸三、田中)

栄区アンケート問題住民訴訟 第4回口頭弁論

5月14日の第4回口頭弁論に際し、準備書面Ⅱにおいて、学識者(専門社会調査士)の意見書に基づき、「栄区アンケートのリード文は明らかな誘導的記述で方法論的に極めて不適切な設計で、集計も数学的、統計学的に誤りであることは明白」であり、被告が問題とない

とする主張は誤りであると論破した。次回第5回口頭弁論は6月20日に開催される。

(法都計部)

大気汚染公害被害者 新たな被害者救済制度を求める請願

2年に亘る署名活動の成果として、32万人の署名と請願に必要な40名の紹介議員が得られ、請願書を衆参両議院議長に提出する運びに至った。(連協署名2,200人)

5月31日(木)衆議院第一議員会館に全国の公害被害者と支援者130名が集合し、請願書提出の決起集会が開かれた。集会には11名の国会議員(内、秘書代理出席5名)が加わり、国において新たな大気汚染公害被害者の救済(医療費補助、補償制度の創設)を行うよう法整備を求めた。公害被害者から出席国会議員に署名簿を手渡し法整備への支援を要請した。

(事務局長 長谷川)

公害調停について 7月12日に延伸 (事務局)

対外活動報告

- 5/14 栄区区民アンケート問題住民訴訟第4回口頭弁論(横浜地裁、傍聴者27名)
- 5/15 国交省横浜国道事務所打合せ(6名)
- 5/17 栄警察署新警備課長を訪問(2名)
- 5/18 公害調停資料閲覧(3名)、県大気水質課
- 5/18 県情報公開請求資料閲覧(3名)
- 5/18 情報公開資料請求(4名)
- 5/18 井上さくら、岩崎ひろし両市議事務所訪問、住民訴訟状況説明(秘書対応)
- 5/21 かながわ大気汚染・道路公害連絡会
- 5/25 道路全国連首都圏連絡会
(新宿公害センター、会長参加)
- 5/25 事業評価監視委員会家田委員長との会談、第一回事業評価監視委員会傍聴
(さいたま副都心、モニター傍聴3名)
- 5/31 新橋法律事務所 相談(2名)
- 5/31 「新たな大気汚染公害被害者に対する救済制度を求める請願」署名提出院内集会(衆議院議員会館、1名参加)
- 6/05 第37回全国公害被害者総行動デー参加
(霞が関デモ6名、国交省交渉6名、決起集会9名参加)